

別紙

諮問第923号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇が保有する〇〇に関する児童通告書上の、私の情報」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和3年4月5日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるといものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件非開示決定における非開示情報は、条例16条2号及び6号に該当するものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和3年9月9日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年5月6日に実施機関から理由説明書を、同年7月19日に審査請求人から意見書を収受し、同年6月17日（第223回第二部会）から同年7月22日（第224回第二部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件審査請求に係る対象保有個人情報として、「児童通告書」（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定した上で、条例16条2号及び6号に該当するとして、本件非開示決定を行った。

イ 本件非開示決定の非開示妥当性について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）25条1項及び児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）6条1項は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと定めている。また、児童虐待防止法7条は、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前述の通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって、当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならないと定めている。

これらの規定があることに加え、実施機関は、通告者や通告内容を開示することにより、児童相談所と関係機関等との信頼関係が損なわれ、児童相談所の業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある、と説明する。

審査会が本件対象保有個人情報を見分したところ、本件対象保有個人情報には、通告元が明らかとなる情報が記載されていることが確認された。これらの情報が開示されることとなると、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者が、開示請求がなされた際に通告元が明らかとなることを懸念し、児童相談所等の通告先への通告を行わなくなるおそれがあるといえ、児童相談所における児童相談業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件対象保有個人情報は条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、こ

れらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子